

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年9月7日

契約担当者

兵庫県立ものづくり大学校 大学校長 奥田 孝一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

兵庫県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年3月31日（水）

(4) 納入場所

兵庫県立ものづくり大学校 姫路市市之郷1001番地1 教室棟5F 建築コース用PC実習室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び本件入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒670-0943 姫路市市之郷1001番地1

兵庫県立ものづくり大学校 総務企画課 担当 山下

電 話 (079) 240-7077

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年9月7日（月）から同年9月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年9月25日（金）午前11時00分 兵庫県立ものづくり大学校 教室棟3階 301会議室

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書

便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和9年9月24日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 仕様確認等

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年9月7日（月）から同年9月11日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

仕様確認申込書（別紙仕様確認申込様式）及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

オ 確認の結果

令和8年9月16日（水）までに入札者に通知する。

- (2) 入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

- (3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合があります。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号の規定に該当する場合（過去の契約実績の届出による）は、入札保証金を免除する場合がある。なお、入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、次に掲げる場合等財務規則100条の規定に該当する場合は、この限りではない。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出する場合

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたって締結し、誠実に履行した実績が、契約締結までに県が指定する誓約書を提出し県が認めた場合

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が、入札参加申込後で、令和8年9月24日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年10月6日（火）以後を終了日とすること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名等が明確に記載されており、入札内容が分明であること。

- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札開始前に一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札執行者に提出すること。
- ケ 入札開始前に積算内訳書を入札執行者に提出すること。
- コ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- サ 入札書の押印廃止（委任状は押印必要）に伴い、入札会場にて顔写真付き公的書類（運転免許証等）の提示をいただくことにより本人確認を行いますので、本人確認ができない場合には、本人、代理人問わず入札参加を認めない。
- シ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (ｱ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ｲ) 初度の入札において、上記アからサまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ、オ又はサに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。